

【平成 10 年 1 月 1 日以降の事故】

等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
慰謝料額	2,700	2,350	1,900	1,650	1,400	1,200	1,000

等級	8 級	9 級	10 級	11 級	12 級	13 級	14 級
慰謝料額	800	640	510	390	260	175	100

(単位：万円)

【平成 14 年 1 月 1 日以降の事故】

等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
慰謝料額	2,800	2,400	2,000	1,700	1,440	1,220	1,030

等級	8 級	9 級	10 級	11 級	12 級	13 級	14 級
慰謝料額	830	670	530	400	280	180	110

(単位：万円)

注 1 後遺障害慰謝料の増額を考慮しうる事情は、死亡慰謝料の場合に準じる。